

# 新年賀詞交歓会規約

(名 称)

第1条 本会は新年賀詞交歓会と称する。

(目 的)

第2条 航空各界の「正月慣例の挨拶まわりを省略し、航空関係者が一堂に会して相互間の友誼・親睦を深める機会」をつくることを目的とする。

(開 催)

第3条 原則松の内の期間の1月7日に開催する。  
但し、7日が土曜、日曜にあたる場合は第1金曜日とする。

(会 員)

第4条 新年賀詞交歓会会員は企業・団体単位とする。

(世話人)

第5条 世話人は、会員の中より選出し構成する。

(世話人会の機能)

第6条 世話人会は、世話人をもって構成し、新年賀詞交歓会の運営に関わる規約の改廃、会費の変更等本会に関する重要事項を審議する。

(世話人代表)

第7条 世話人代表は、日本航空協会会長がこれにあたる。

(会 費)

第8条 会員は参加者数に応じて次に定める会費（分担金）を負担しなければならない。

1. 1～4名までの参加者の場合は参加人数に拘わらず会員会費を12,000円とする。
2. 5～15名までの参加者は1人あたり3,000円とする。
3. 15名を超える部分の参加者は1人あたり2,500円とする。

(会費の変更)

第9条 会費の変更は、世話人会を開催し、世話人の1/2以上の賛成をもって決めるものとする。

(退 会)

第10条 会員が退会する場合は、退会届を事務局へ提出しなければならない。

(会 場)

第 11 条 会場は原則として航空会館会議室を使用し、20%割引料金とする。  
但し、備品については無料とする。

(会 計)

第 12 条 1. 会計年度は、毎年4月1日より3月31日までの1年とする。  
2. 収支報告は年度終了後、世話人にこれを報告するものとする。

(事務局)

第 13 条 新年賀詞交歓会運営に関する事務局は、日本航空協会とする。

平成18年4月1日制定

平成28年7月1日改定

平成30年7月1日改定

令和 4年7月1日改定